

コンビニ交付サービスを活用した罹災証明書の交付を求める意見書

気候変動に伴う台風や豪雨等による大規模な水害などが近年頻発し、さらに激甚化する自然災害に効果的・効率的に対応するため、情報通信技術（ICT）を活用した新たなサービスを活用することが、社会基盤の構築のために重要です。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、災害と感染症に複合的に見舞われる事態が現実には起こりはじめ、今後、その深刻度が増すことが懸念されるようになったことで、その重要性が一層高まっています。

各地方公共団体は、災害対策基本法第90条の2に基づき、自然災害（風水害、地震、津波等）などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明する罹災証明書を発行しなければならないが、その証明書の申請も交付も、現状は被災者が区市町村の窓口に出向かなければなりません。災害時の移動は困難を極める上、地方においては役場まで車で数十分以上かかる場合もあります。また、申請手続きの際には、被害状況を明確に証明する写真や身分証明書などが必要となり、誤りがないかなどの確認をすることが求められます。よって、申請時に住民の負担を軽減して手続きができるようにすること。さらに災害時には役所窓口の人手不足も想定されることに加え、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からも、クラスターを発生させないため、来庁者を減らすことが重要です。

よって、国におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要望します。

記

- 1 全国5万カ所以上のキオスク端末（マルチコピー機）が設置されたコンビニエンスストアのコンビニ交付サービスを活用して罹災証明書を「交付」できるようにすること。
- 2 マイナンバーを活用した罹災証明書のマイナポータル等での「申請」については、各地方公共団体がその利用を希望すれば、申請はすぐに実施できる現状について、周知・徹底を早急に行うこと。
- 3 マイナンバーを活用した「被災者台帳」を全国の自治体で作成できるよう推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年10月12日

新宿区議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）

宛て